

市内局番を確かめておかけください



南あわじ市役所
総合窓口センター
緑 庁舎 ☎44-3001
西淡庁舎 ☎37-3011
三原庁舎 ☎43-5021
南淡庁舎 ☎50-3031

【中央庁舎】
議会事務局 ☎43-5005
市長公室 ☎43-5002
総務部
総務課 ☎43-5001
防災課 ☎43-5006
情報課 ☎43-5003
さんさんネット ☎43-2345
選挙管理委員会事務局 ☎43-5004

【緑庁舎】
健康福祉部
福祉課 ☎44-3002
長寿福祉課 ☎44-3005
保険課 ☎44-3003
健康課 ☎44-3004
少子対策課 ☎44-3040

【西淡庁舎】
産業振興部
商工観光課 ☎37-3012
企業誘致課 ☎37-3046
水産振興課 ☎37-3013

都市整備部
管理課 ☎37-3014
建設課 ☎37-3015
都市計画課 ☎37-3016

教育委員会(教育部)
教育総務課 ☎37-3017
学校教育課 ☎37-3018
人権教育課 ☎37-3019
生涯学習文化振興課 ☎37-3020

【三原庁舎】
市民生活部
市民課 ☎43-5023
税務課 ☎43-5022
収税課 ☎43-5034
生活環境課 ☎43-5024

農業振興部
農林振興課 ☎43-5025
農地整備課 ☎43-5026
地籍調査課 ☎43-5027
農業共済課 ☎42-6210
農業委員会事務局 ☎43-5029

【南淡庁舎】
財務部
財政課 ☎50-3033
管財課 ☎50-3034

下水道部
企業経営課 ☎50-3036
下水道課 ☎50-3039
下水道加入促進課 ☎50-3041

会計課 ☎50-3040
監査委員事務局 ☎50-3050

水道料金の福祉減免制度

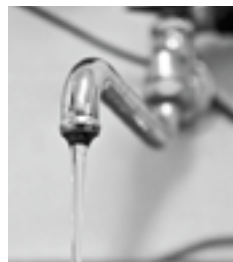
対象者(全て条件を満たす)
① 4月1日現在65歳以上で一人暮らし
② 市内に住所がある
③ 市民税が非課税
④ 「申請者・住所」と「水道使用名義人・使用場所」が同じ

申請 ① 印鑑 ② 領収書が検針のお知らせを総合窓口センター、支所、連絡所、出張所に持参(申請書は各窓口へ備付け)
※昨年1月以降の転入者は、前住所地の市民税非課税証明書が必要

減免額 基本料金の1/3 ※口径13mmでは、月385円の減免となります
※請求時に減免額を差し引きます

聞 淡路広域水道企業団お客さまセンター ☎50-3038

※現在、減免を受けている人は、新たに申請する必要はありません



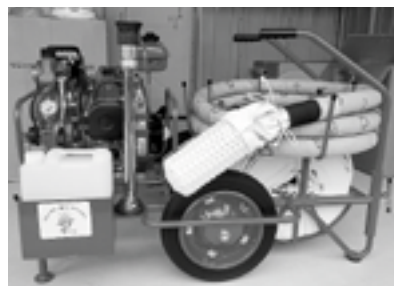
※現在、減免を受けている人は、新たに申請する必要はありません

総合治水条例の施行

近年の豪雨等による浸水被害を軽減するため、4月1日から県の「総合治水条例」が施行されています。兵庫県ホームページをご覧ください。
聞 兵庫県土整備部土木局 ☎078-3662-3002

宝くじの助成金で消防ポンプを購入

財団法人自治総合センターによる宝くじの収益金を財源としたコミュニティ助成事業を活用して、女性消防団員用に軽量の消防ポンプなど防災用品を購入しました。これらの備品を活用して、今後地域防災活動に役立てていきます。
聞 防災課 ☎43-5006

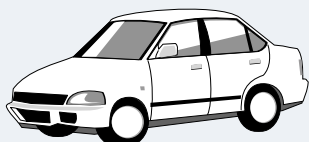


▲D-1級軽可搬ポンプセット1式

自動車税の減免制度の見直し

障害を持つ人に対する自動車税の減免制度の見直しと、申請時の必要書類の変更となります。
見直しされる点
① 障害者の移動手段として使用する車が対象。通学・通院など使用目的の限定を廃止
② 自動車税の減免限度額が2000cc相当分(自家用の場合3万9500円)に変更
③ 障害等級・年齢・所有者・運転者等の条件によって、減免割合を分

類。全額免除・1/2減免(減免限度額の範囲内で算出した税額の1/2)
申請時の必要書類
合、生計同一、所有者・障害者・運転者が表示された住民票(続柄の表示があるもの)が必要となります
聞 洲本県税事務所 ☎26-2026



緑地区

4月からごみの収集日が変わります

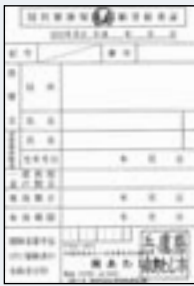
やまなみ苑改修工事への対応と、ごみ収集体系を統一し経費削減を図るため、4月から緑地区の収集日を変更します。

① 燃えるごみ 毎週火曜・金曜日
毎月第3水曜日
※燃えないごみの収集日には変更ありません
聞 生活環境課 ☎43-5024



70〜74歳の医療機関の自己負担

国保の自己負担割合
4月から、70〜74歳の国民健康保険加入者(3割負担者を除く)の医療機関での窓口負担が、1割から2割に変更する予定でしたが、来年3月末まで1割に据え置きとなりました。自己負担限度額も現行のままとなります。
受給者証に一部負担金の割合が「2割(平成24年3月31日までは1割)」と記載されている人には、4月以降の新しい受給者証を3月下旬に郵送しています。
聞 保険課 ☎44-3003



▲国保高齢受給者証

身体障害者の人に軽自動車税を減免

身体障害者などのために使用する軽自動車等での要件を満たせば、申請により軽自動車税の減免が受けられます。
① 印鑑(認印可)
② 運転者の運転免許証
③ 車検証

▽申請時の持参物
▽提出先 総合窓口センター
▽提出期限 5月24日(木)
▽昨年度減免を受けた人
ご自宅に郵送している申請書(継続用)に必要な事項を記入し、4月13日(金)までに返送ください。
※申請内容が昨年度と異なる場合、新規の手続きを行っていただきます
聞 税務課 ☎43-5022
自動車税の減免申請 洲本県税事務所 ☎26-2026

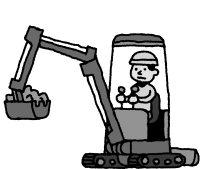


普通自動車の減免を受けている人は対象外です。減免は1人につき1台です。

国民年金の学生納付特例

学生納付特例制度により、保険料納付を猶予され、平成24年度も引き続き在学予定の人へ基礎年金番号が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を3月末に送付してあります。平成23年度と同じ学校等に在学する人は、ハガキに必要事項を記入し返送すると、24年度も申請できます。24年度は同制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は納付書を送付します。
※はじめて同制度の申請をする人は、在学証明書の写し等の添付が必要です
聞 明石年金事務所 ☎078-912-4983

自然との調和、環境に優しい解体工事はお任せ下さい!!



お気軽にご相談を...

※お見積りは無料です

松井開発運輸(株)

南あわじ市湊1354 TEL 0799-36-5078

ご成約を頂いたお客様には、粗品進呈中!

広告

国民健康保険税1期納期限
5月1日(火)
納税は口座振替が便利です。
聞 税務課 ☎43-5022
収税課 ☎43-5034

お問い合わせ 42-1263 090-2113-8465

若林薫ピアノ教室
ピアノ発表会
2012.4.30(月) 1:00PM 開演
洲本市文化体育館 文化ホール

広告